



# 野しば焼きを実施します!

令和7年 **1月19日(日)** 午前9:00 から  
午後2:30 まで

作業開始と終了時には防災無線でお知らせします。

## 目的

道路や河川沿いなどの雑草では、病害虫の卵等が越冬しています。野しば焼きは、農作物の安定生産と生活環境の保全を図るため、病害虫の卵等を焼却して駆除するものです。

個人的な焼却では、危険で効果も低いため、「**全町一斉野しば焼き**」を実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 実施体制

- 一斉野しば焼きは、農事組合長の指揮監督のもとに関係者が一致協力してください。
- 実施にあたっては、必ず数人でグループを編成し、責任者を定めて作業してください。

## 実施場所

高根沢町内全域の田畑畦畔等

※但し、市街化区域、JR東北本線、山林、河川敷は除きます。

## 協力機関

町消防団 / 高根沢消防署 / 高根沢交番・駐在所 / 農業関係機関団体

雨天等により実施できないときは、**1月26日(日)**又は**2月 2日(日)**に実施します。

## 野しば焼き 当日連絡先

高根沢町役場  
☎675-8104



## 注意事項

1. 実施日時は必ず守ってください。定められた日以外に焼却すると危険かつ、火入れ条例に違反します。
2. 地元消防団と十分協議して、非常体制を整えてから実施してください。
3. 強風などにより、延焼の恐れがあるときは実施しないでください。
4. 家屋やハウス等の付近、山林・原野の隣接地などの危険の伴う箇所は、事前に消防団に連絡し団員の指示、あるいは立ち会いのもとに実施してください。
5. 道路沿い等で実施するときは、道路標識等の付帯設備に類焼しないように万全の注意を払い、一定の長さに区切り、片側ずつ実施してください。
6. JR烏山線沿線は、鉄道標識等に類焼しないように万全の注意を払ってください。また、実施前に風向き、風速を確認し、線路に煙が流れ込み列車の運行を妨げる可能性がある場合は、実施しないでください。
7. 現場を離れるときには、完全に消火するとともに残り火の有無を必ず確認してください。
8. 河川敷およびその周辺区域においての火入れ作業は一切禁止となります。

※何かご不明な点がございましたら

高根沢町農作物広域共同防除事業協議会  
☎676-1441

までお問い合わせください。

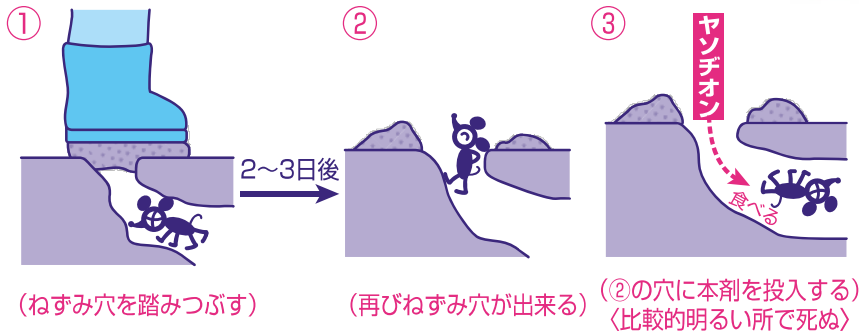
※駆除にあたっては、下記の  
**「殺鼠剤の正しい使い方と注意事項」**  
 をよく守ってください。



**殺鼠剤の正しい使い方と注意事項**

**使い方**

- 本剤袋(5g)をやぶらずにそのまま、水田畑などの畦畔及び農道のねずみの穴に投入してください。ハウス防除は周辺のねずみ穴を徹底的に防除する。
- 経済的で効果的な防除法は、本剤をねずみの穴に投入する2〜3日前に各自のほ場のねずみの穴を全部踏みつぶしてから再び新たなねずみの穴が出来た所に本剤を投入してください。
- 投入した本剤を異物反応で外へ出すねずみもありますが、その時は再び投入してください。



**注意事項**

- 容器の表示(ラベル)を必ず読んでから使用してください。
- 使用の際は必ず手袋を着用してください。ねずみは人間の臭いをきらいます。
- 家ねずみ用として使用しないでください。
- 殺鼠剤は、全量決められた日に使用してください。
- 殺鼠剤購入後の保管については十分注意してください。

**誤食時の処置法**

●速やかに医師の診断を受けてください。

**実施日時**

令和7年**1月19日(日)**

実施の有無は、野しば焼きに準じます。  
 雨天により実施できないときは、各農事組合ごとの実施になります。

**使用薬剤**

- 薬 剤 名 / ヤンチオン(野ねずみ用殺鼠剤)(ダイファシン系粒剤)
  - 使用基準量 / 10a当たり200〜300g
  - 購 入 費 / 定価は500g 870円(税込)ですが、協議会が1/2以内を補助します。(農業者に限る)
- ※JA以外で購入した場合、領収書を2月末日までに協議会に持参下さい。  
 当協議会に持参下さい。  
 基準購入金額の1/2以内を補助します。

野ねずみ駆除実施希望者は、印かんを持参のうえ1月15日(水)・16日(木)・17日(金)の間に、JAしおのや高根沢地区営農経済センター営農経済課で薬剤を購入してください。



野ねずみをはびこらせないように、みんなで協力して駆除しましょう。

**水稲等に被害を与える  
 野ねずみを  
 一斉に防除しましょう**